

令和5年5月17日

◎上治委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎上治委員長 昨日は久しぶりの交流会ということで、皆さん方と執行部とできたことは大変よかったですと思います。今日もしっかりとお願いします。

本日の委員会は、昨日に引き続き「令和5年度の業務概要について」であります。

御報告いたします。5月15日に配付しております業務概要資料について、土木部の審議会等の資料の中に委員の住所が記載されていたので、お手元の資料を差し替えていただきたいとの申出がっております。

《土木部》

◎荻野土木部長 大変恐縮ですが、お手元の業務概要の説明資料の赤いインデックス審議会等の7ページを御覧いただければと思います。

高知県の建築審査会の委員の名簿がついております。委員個人の住所が記載されたものを配付しております。これを住所等を削除した資料に差し替えさせていただければと考えております。議会の提出資料につきましては、不備がないように特に留意しているところですが、今回、提出後に不備が判明するということになりましたことに、おわびを申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

今後はこのようなミスがないように、チェック体制を一層強化して再発防止に努めてまいりますので、お願いいたします。

〈公園下水道課〉

◎上治委員長 それでは、令和5年度業務概要について公園下水道課を行います。

(執行部の説明)

◎上治委員長 質疑を行います。

◎久保委員 この五台山公園のPark-PFIについて、県としては久しぶりにPFIを採用したと思って、私もすごく期待しているんですけども、通常の建設じゃなくて、どういう理由でPark-PFIを採用したのかお聞かせ願いたいと思います。

◎坂本公園下水道課長 五台山の展望台につきましては、平成28年度に建て替えを行うと検討を始めてまいりました。その中で平成29年度に都市公園法が改正されまして、新たなPark-PFI制度が導入されています。このPark-PFIは、人口20万人以上で総事業費が10億円以上の場合には検討するとなっておりますので、この事業が活用できるか、導入できるかどうか、市場調査を行いながら検討した結果、やっていただけたところもあるという調査結果も出ましたので、民間の活力を利用すればよりよいものができるんじゃないかということで導入するに至ったものです。

◎久保委員 PFIとPark-PFIの違いを教えてくださいませんか。

◎坂本公園下水道課長 Park-PFIの場合は、今回展望台のところは公募対象公園施設になるんですけれども、それ以外の園路とか木が植わっているところについては、特定公園施設と分かれています。今回Park-PFIはこの公募対象公園施設のところについて、事業者の民間・民営で建てるとなっていますけれども、特定公園施設の部分についても、民間事業者が1割以上の負担をするということで、県としての負担も軽減されますし、あと、この公募対象公園施設についても民間が管理もやっていただけるので、維持管理も負担できると。なおかつ民間公募導入することによって、新たな市場も開拓できるということで、いろいろ申しましたけれども、1割負担をしてくれるということでPark-PFIを導入したものです。

◎久保委員 最後に、ここに記述がありますように、事業者が整備し管理運営ということですが、運営の期間は何年くらいを考えていますか。

◎坂本公園下水道課長 今の事業者からの提案では30年を予定しております。

◎久保委員 今までずっとオリックスの関係で医療センターのことがあって、高知県は特にPFIが進んでないんですけど、これが成功事例となって高知県でもPark-PFIだけじゃなくてPFIが進んでいくことを期待していますのでぜひ頑張ってください。

◎塚地委員 このPark-PFIの関係なんですけれども、30年間の管理運営期間中、例えば経営が行き詰まったりした場合に、その後の対応はどうかとかの協議は具体的にどんな状況になっているんでしょうか。

◎坂本公園下水道課長 事業破綻がないように、あらかじめ財務諸表とか収支計画書については事業者選定委員会でも検討していますし、あらかじめ高知県の中小企業診断士の方にもチェックはしていただいています。ただ、万が一そういうことがあった場合、基本方針にも載せているんですけれども、別の民間事業者に継承していただくか、見つからなかった場合は原状回復で、更地にして返してもらうことを基本方針に載せています。

◎塚地委員 その基本方針は協定みたいな形で、県と事業者との間で明文化されたものとしてなっているわけですか。

◎坂本公園下水道課長 基本方針と言いましたが、今回公告するための指針として載せて明文化されていますので、それを分かった上で2グループが応募しています。

◎塚地委員 五台山ってみんなが高知市のシンボルとして大事に思っているところなので、そこで事業がうまくいくことは大事ななだと思いますので、そこは私はもう行き詰まったらいいって思ってるわけじゃないので、誤解されたら困るんですけど。ただ駐車場の関係ですけど、ここの園路に車は入れないですもんね。駐車場はどこが整備してどこが管理するという形になるんでしょうか。

◎坂本公園下水道課長 駐車場についても、バックを引き直したりして増設するのは事業者でやってもらう計画になっています。ただ、それを設置した後は県で駐車場を管理する

ようになります。

◎塚地委員 園路に車は入れないというのは決まっているということですよ。

◎坂本公園下水道課長 はい。園路部分については歩行者がゆっくり歩いて、いろいろ見ている。距離もそんなにないスペースになっていますので、そこに駐車場を入れるという計画にはなっていないです。

◎西森（雅）委員 私も五台山公園の整備のことで教えていただければと思います。このデザイン等が変更になることもありますと書いているんですけど、これは今後設計もきちりとやっていくということですか。

◎坂本公園下水道課長 そうです。今こういうイメージで図案が出ていますけれども、多少の変更はあるかもしれないけど、この形を大きく変えることはないと思いますし、さらに構造計算とか詳細の設計を進めていくという形になっています。

◎西森（雅）委員 この代表法人のほうで設計、建設をしていくという形になるということですか。

◎坂本公園下水道課長 事業者のほうで設計をしていただくことになっています。

◎西森（雅）委員 私、先日ここに行ってきたんですね。この場所は以前に展望のテラスもあった場所でいいんですか。

◎坂本公園下水道課長 そうです。

◎西森（雅）委員 今、仮というか木で造った展望台があるんですけども、ちょっと低いなと感じたんですよ。町のほうと海のほうは見えるんですけども、この北側とか東は、仮の展望台からだとちょっと見えづらいんですね。前にあったところにできれば東のほうも見えるのかなと感じたんですね。ただやっぱりある一定の高さが必要なんだろうと感じたんですけども、その辺りの高さ。この評価の中にも眺望の確保を評価しているわけですけども、高さ的には以前の展望デッキと比べてどうなのかとか、県の要望として設計するところであったり、建設の代表法人にそういった県の要望的なものが伝わる余地があるのかどうかに関してはいかがでしょうか。

◎坂本公園下水道課長 高さについては、前回あった展望台の高さとほぼ同じぐらいに計画しています。

◎西森（雅）委員 木が生い茂って余計に見づらくなるみたいなのところもあるんで、そこはぜひ最低でも前回の高さは確保してもらいたいと思います。

それと浄化槽の関係でお聞きしたいと思いますけども、今、単独浄化槽から合併浄化槽への転換がなかなか進んでいない部分もあろうかと思うんですけども、割合的にはどれくらいになっているのか教えていただけますか。

◎坂本公園下水道課長 単独浄化槽が約4万基で、合併浄化槽が6万2,000基。4対6ぐらいの割合になっています。

◎西森（雅）委員 将来的に単独は廃止のほうに行くとは思いますが、どれくらいのスケジュール感で転換していくのかとかということに対しての展望、計画、ビジョン的なものは持っているのかどうか。将来計画みたいなですね。

◎坂本公園下水道課長 単独を合併に移すというまでのはっきりした展望はございません。

◎西森（雅）委員 やっぱある一定の計画性を持っていないと、なかなか進んでいかないだろうと思うんですね。今後、計画なりを立てて進めていただければと思います。生活排水処理構想はありますけども、これは市町村から上がってきたものを県全体としての構想としている部分があると思いますので、県として計画しながら進めていくというのも大事だろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎坂本公園下水道課長 生活排水処理構想の中で、汚水処理というのは高知県も普及が遅れていますので、汚水処理については100%に向けて普及していかないとということもあって啓発しているところですけども、委員がおっしゃった単独から合併浄化槽についても連動することになるとと思いますので、こちらの啓発についても取り組んでまいりたいと思います。

◎西森（雅）委員 例えば、県の施設から、まず隗より始めよですね。そういうことにもぜひ公園下水道課が音頭を取って進めていただければと思いますので、またよろしくお願いたします。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、公園下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎上治委員長 次に、住宅課を行います。

（執行部の説明）

◎上治委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 安全・安心で良質な住宅のところの省エネ住宅のリフォームへの予算って、4,000万円ぐらいでしたか。

◎大原住宅課長 予算額で4,000万円です。

◎塚地委員 1件当たりの限度額が幾ら。120万円やったかね。

◎大原住宅課長 限度額は120万円で、1件当たり80万円で想定をしております。

◎塚地委員 結構要望は多いんじゃないかと思うんですけど、市町村が実施することに対して、県が上乘せ助成という形で、事業主体は結局市町村になるということですか。

◎大原住宅課長 そのとおりです。

◎塚地委員 市町村は、今どんな状況なんですか。

◎大原住宅課長 今年度から創設したものでして、予算として当初から要望しているのは、安芸市、日高村、津野町の3市町村でして、今、検討していただいているのはほかに5市

町村あります。

◎塚地委員 芽出し的な予算かなとは思いますが、スタート時点での予算なんで、金額的にこれぐらいなんかなと思はれますけど、50件というのは想定としても少なく、これから急激に増やしていかないといけない事業だとも思はれますけど、将来的な事業拡大の展望はどんな感じなんでしょうか。

◎大原住宅課長 将来的に増やしていくというのは、市町村の動向を見ながら今後検討していくと考えております。

◎塚地委員 住宅課なんですけど、ある意味、地球温暖化対策という大きな枠の中での取組やと思はれますね。私はやっぱり県として大いにアピールして、余るぐらいの予算でどんどんやってもらいたいというぐらいに、今後膨らませていっていただきたいなと思っていますので、国の予算の動向もあろうかと思はれますけど、予算枠に縛られることなく推進する姿勢で、これから広げていっていただきたいなと。要望で結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思はれます。

◎久保委員 空き家の活用について。私もユーチューブ見させていただいて、本当にいい動画ができてると思ったところです。

資料の2ページの右下に、KPIで令和5年度目標は掘り起こしが1,150件、移住の目標が1,300組ということで、先般も委員会で移住促進課の課長が説明してくれたときに、移住の中で、やっぱり高知市の占める割合が多かったんですね。この1,150件の掘り起こしの目標の中で、例えば高知市がこれくらいとか、それ以外とかいう内訳はあるんでしょうか。

◎大原住宅課長 掘り起こしの地域の件数の目標は特に定めてはいませんが、相談窓口への相談の関係では高知市がほぼ40%を占めておりますので、空き家の活用についてもほぼ同じぐらいの割合になるんじゃないかと考えております。

◎久保委員 そのときに、高知市は御承知のとおり線引きをしていて、市街化調整区域と通常の市街化区域、市街化促進区域があるんですけども、この調整区域においてこの空き家というのは、移住の方は利用できるんでしょうか。

◎大原住宅課長 市街化調整区域につきましては農地の関係等がございまして、現状ではすぐには難しいかと思はれますが、農地法が先般の国会で改正されまして、農地の面積とかが撤廃されると聞いておりますので、将来的には可能性があるんじゃないかと考えております。

◎久保委員 先ほど申しましたように、高知市において希望者が多い。市街化調整区域に特に空き家が目立つんじゃないかと思はれますね。空き家がこのまま放置されたら近所の方も御迷惑ですし、御当人もいろいろ空き家のケアもありますので、その調整区域においても移住者の方、誰しもが使うより移住者の方が活用できるようになるのがいいのじゃないかと思はれますけども、課長の御見解を。

◎大原住宅課長 おっしゃるように農地の関係については、農業振興部にも話をし、空き家の持ち主が農地と空き家と別々で売りたいとか、一緒に処分したいとかという意向がありますので、その意向を詳しく聞いた上で、関係部局と連携して取り組んでまいります。

◎久保委員 高知市以外の例えば南国市ですとか、香美市ですとか、いの町ですとかの市街化調整区域は、御存じのように移住の方が空き家を利用できるわけですね。高知市ができない。これは中核市で開発権限は高知市長がお持ちということなんですけども、高知市に移住の希望者が多いわけですので、できたら高知広域全体で、高知市の市街化調整区域においても活用ができるように、横並びでできたらいいんじゃないかなと思いますけどもいかがでしょうか。

◎大原住宅課長 住宅課だけではできない部分もありますので、関係部局と連携して検討していきたいと思います。

◎本田都市計画課長 高知市においては、令和元年から市街化調整区域の既存集落内の空き家の賃貸の併用は認めているということですので、若干進んでいるということをお話しさせていただきたいと思います。

◎久保委員 令和元年から移住の方の賃貸は認められていますか。

◎本田都市計画課長 用途について、誰が借りてもいいということになっておりますので、県外から来るということであっても大丈夫だと思っております。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

〈建築指導課〉

◎上治委員長 次に、建築指導課を行います。

(執行部の説明)

◎上治委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 耐震対策について御説明いただきましたけれども、対象となる昭和56年以前の建築物が大体ボリューム的にどれぐらいあるか把握されているのでしょうか。

◎橋本建築指導課長 当課で所管しております補助金の対象になっておりますのが全ての建築物というわけではなく、昭和56年以前に建てられた建築物で、なおかつ一定の意味づけのあるものになっております。本年度予算に上げておりますのは、防災拠点間の輸送等に有効であるとして指定した道路沿いにある建物になっておりまして、現在対象となる棟数が292棟となっております。

◎加藤委員 対象となる建物の中には住宅居住地もあれば、そうじゃない建物もあり、いろんな建築物が対象になるんだと思うんですけども、さっき住宅課で御説明いただいた、住居の耐震化のメニューと、このメニューとはどういう違いが、個人の住宅に対して想定した場合どういう違いが出てきますか。

◎橋本建築指導課長 住宅課で所管しております住宅の耐震事業につきましては、原則として昭和56年以前に建てられた全ての住宅が対象となっております。当課で所管しております事業につきましては、指定した道路に沿って建っている建物のみが対象となっております。これには住宅も住宅でない建物も含まれております。

◎上治委員長 その中身の違い。例えば補助金が違うのかを問うてるので。

◎橋本建築指導課長 すみません。それぞれの事業で補助率や限度額が異なっております。住宅も市町村によって限度額が一定違うというところはありませんけれども、おおむね100万円前後を改修工事費の限度額としております。当課で持っております事業につきましては、住宅や建築物の種類といったところで限度額の算定式が定められておまして、木造の住宅だと当課で持っている事業のほうが不利なものになっておまして、先ほど申しました指定した道路沿いにある建築物であっても、木造住宅であれば住宅課の補助を使っていただくことをお勧めしている次第です。

◎加藤委員 しっかり連携を取って、それぞれ有利なメニューを紹介しながらやっていただいているということで非常に安心いたしました。一定公益性はあるものの、やっぱり民間の建物ですので、そういう意味では時間がかかったり御理解いただく大変さもある中で取組をされていると思いますので、粘り強くお答えをいただいて、事業の実施を目指していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

◎横山副委員長 建築士の指導監督で、土木工事においてもデジタル化とか、工事の施工管理であったり監督の仕方は変わってきていると思うんですけど、今またグリーン化ということで、木造であったり、先ほど省エネであったり、また求められる技術や設計管理というところが時代の流れとともに変わってきているんじゃないかなと思っているんですけど、今の建築士に対する指導監督体制というか、時代の流れに合わせたような取組をお聞かせください。

◎橋本建築指導課長 現在、脱炭素化などの流れによる法改正が順次進んでおまして、建築の分野におきましても大きく2つの法改正が令和7年4月に施行予定とされております。

1つ目は建築基準法の改正。これまで建築士任せにしてあった木造建築の構造部分の審査を審査機関がもう少し念入りにやるといったことが変わることになっております。

2つ目は建築物省エネ法の改正です。これまで一部の建物しか対象ではなかった、省エネ性能の審査が全ての申請で必要になってまいります。それは全ての建築物に省エネ性能の基準が義務づけになるということがあるからです。

こうした建築士の業務が大きく変わる法改正が予定されておりますので、それに向けて建築士の皆さんが適切な設計ができるよう指導を強化してまいりたいと考えております。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、建築指導課を終わります。

〈建築課〉

◎上治委員長 次に、建築課を行います。

(執行部の説明)

◎上治委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 3-1で、県有建築物の維持修繕に要する経費ということで御説明いただいたところでして、やっぱり専門の職員がいる課にまとめて管理するようになったのは非常にいいことだなと、心強いことだなと御説明を聞いて感じました。総務部で公共施設等総合管理計画なんかも立てていると思うんですけど、その役割分担、連携はどういうふうになっていきますか。

◎田村建築課長 おっしゃるとおり総務部の管財課で公共施設等総合管理計画は、施設の分類ごとに立てておるんですけども、実際、個別の施設の保全計画は、まだまだ立てられていない不十分なものがありますので、今回、建築課に集約することで、そういった保全計画の作成も建築課で支援して、施設管理者と連携して保全計画を立てた上で、維持修繕を計画的に実施していくという予定になっております。

◎加藤委員 総論と各論ということで、役割分担しながらになっていくんだと理解させていただきました。建て替えが必要な施設なんかも非常に高度経済成長期にどんどん建ててきて年数がたってきておりますので、私たちも出先を回ったりさせていただく中で、もうかなり年数がたっているなという建物も散見しますんで、今おっしゃったようにプロの目から見て具体的な計画を一つ一つ立てて、いい環境で業務ができるように、ぜひ取組を強化していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎上治委員長 次に、港湾振興課を行います。

(執行部の説明)

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎上治委員長 次に、港湾・海岸課を行います。

(執行部の説明)

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで、土木部を終わります。

以上で、全ての日程を終了いたしました。なお、5月23日からは出先機関等の業務概要調査が始まります。23日、初日ですが午前9時から、この第2委員会室で最初に観光コンベンション協会から説明を受けることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

これで委員会を閉会といたします。

(11時24分閉会)